

掛金が全額所得控除だから **税金がおトク**

来年の確定申告で  
所得控除額を増やすには  
**令和6年10月17日(木)**  
までにご加入ください

- ▶ ひと月でも早く加入すれば、  
**控除額が増えます！**
- ▶ ご加入月から令和7年3月分までの掛金を  
**一括払い**して、**控除額を増やせます！**
- ▶ 生計を一にするご家族分の掛金も、  
**所得控除できます！**



令和6年12月までに口座から引き落としされた掛金が、令和6年分の確定申告の対象となります  
国民年金基金の加入日は、基金が加入申出書を受理した日となります

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-11 泉館五番町ビル2F

国民年金に上乗せする公的な個人年金

歯科医師国民年金基金



フリーダイヤル

0120-155-950



## 来年の確定申告で、税金を減らしましょう！

- ✓ 国民年金基金の掛金は全額「社会保険料控除」として所得控除できます
- ✓ 月額68,000円を上限として、年間最大816,000円を所得控除でき、所得税と翌年の住民税を軽減することができます



### 今年の所得控除額を増やすには・・・

国民年金基金に令和6年10月17日（木）までに加入して、掛金を納めると、その全額を来年の確定申告（または年末調整）で所得控除額に加えることができます※1

### 控除額をさらに増やす2つの方法

#### ① 来年3月分までの掛金を一括して納付する※2

申し込みが必要です※3

国民年金基金の掛金は、毎月（加入月の翌々月から）納付することが原則ですが、まとめて納付することで、所得控除額を増やすことができます

#### ◆ 令和6年分の所得控除額【掛金上限68,000円で加入した場合】

加入月	毎月払い	一括納付
10月加入 (10月17日まで)	6.8万円	40.8万円
9月加入	13.6万円	47.6万円
8月加入	20.4万円	54.4万円

ひと月でも早く加入することで、控除額を増やせます

#### ② 同一生計にある親族の掛金を支払う

同一生計にある親族の掛金を支払われた場合、ご自身の社会保険料控除として申告することができます

たとえばご夫婦で加入し、2人分の掛金を負担されると、所得控除額をさらに増やせます

※1 基金の掛金は原則、加入月の翌々月の1日にご指定の金融機関口座から引き落としとなりますので、令和6年10月17日（木）までに加入されると、初回掛金の引き落としは令和6年12月2日（月）となります  
令和6年12月までに口座から引き落としされた掛金が、令和6年分の確定申告の対象となります

国民年金基金の加入日は、基金が加入申出書を受理した日となります  
(加入申出書の到着時期によっては、初回掛金の引き落としが12月より早くなることもございます)

※2 一括納付には、掛金をまとめて引き落とすことによる割引制度はありません

※3 「国民年金基金加入申出書」と一緒に、「一括納付申出書」をご提出いただきますので、詳しくは当基金までお問い合わせください



# 国民年金基金って、本当におトクなの？

- ✓ **税軽減効果**で、加入中も年金受け取り中も **おトク** です
- ✓ **終身年金**で、**長生きすればするほど、おトク** です
- ✓ 加入時に **将来受け取る年金が確定**して、安心です



## 受取年金額が掛金総額を上回るのはいつ？

◆ 月額上限（68,000円）近くで加入し、全て終身年金A型を選択した場合

令和6年1月時点の税制で試算

※1	加入時年齢 (△△歳0月)	掛金月額	受取年金額 (年額)	受取年金額が上回る年齢 <sup>※2</sup>		
				支払掛金総額では	税軽減効果による <b>実質掛金総額</b> では	
					課税所得300万円の例	課税所得1,000万円の例
男性	20歳	64,980円	216万円	80歳	77歳	74歳
	30歳	67,925円	156万円	81歳	78歳	74歳
	40歳	67,920円	96万円	82歳	79歳	75歳
	50歳	64,400円	42万円	84歳	80歳	76歳
	60歳	62,310円	13万円	86歳	82歳	77歳
女性	20歳	66,960円	192万円	82歳	79歳	75歳
	30歳	66,605円	132万円	84歳	80歳	76歳
	40歳	63,960円	78万円	85歳	81歳	77歳
	50歳	63,900円	36万円	87歳	82歳	77歳
	60歳	59,925円	15万円	89歳	85歳	79歳

📖 課税所得が高いほど、税軽減効果が大きくなります

- ※1 掛金月額は、各加入時年齢に加入された場合の掛金額です  
受取年金額は、掛金を60歳まで（60歳で加入された場合は65歳まで）納付し、65歳から受け取る場合の年金額です  
（加入時の年齢、性別によって、1口あたりの掛金額が異なるため、68,000円にならない場合があります）
- ※2 65歳から受け取る年金額が、掛金総額を上回る年齢です（端数切り上げ）  
税軽減効果による実質掛金総額とは、課税所得に応じた所得税・住民税の合計税率分を控除した掛金の総額です

point

**税軽減効果**により、平均余命よりも前に**受取年金総額が上回ります！**

（65歳時の平均余命：男性 19.52年【約85歳】、女性 24.38年【約90歳】 [厚生労働省 令和5年簡易生命表]）

**翌年以降の掛金をおトクにすることもできます！**

### 1年分の掛金をまとめて引き落とし、割引を受ける

4月分から翌年3月分までの掛金をまとめて引き落としする「**1年前納**」制度もあります  
（1年前納の割引率など、詳しくは当基金までお問い合わせください）

### ◆ 加入できる方は…

**国民年金第1号被保険者**または**任意加入被保険者**の方で、**他の国民年金基金に加入していない方**  
〔20歳以上60歳未満〕 〔60歳以上65歳未満〕

#### ◆ ご加入いただけない方

- ・ 国民年金保険料の納付を免除（一部免除、納付猶予、学生納付特例を含む）されている方  
※ 法定免除の方（障害基礎年金を受給されている方など）が、免除期間の国民年金保険料を納付する場合は加入することができます  
※ 産前産後期間の免除をされている方は加入することができます
- ・ **厚生年金の加入者（第2号被保険者）、厚生年金の加入者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）**
- ・ 農業者年金に加入されている方



# まずは、資料をご請求ください

将来の年金額や税金の軽減見込額、遺族一時金額等がひと目でわかる「プラン書」をお作りいたします



## 03-3262-9298



最大 **15,000** 円分の  
QUOカードを差し上げます

### あなたにおすすめのプラン書をお作りします

✓ 新たにご加入されると、**最大5,000円分<sup>※1</sup>**のQUOカードを差し上げます

ご本人様	お名前	フリガナ	男 ・ 女
	生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日	
	ご送付先	〒 _____ _____ 電話 ( _____ ) _____	
	E-mail	_____	
	ご希望・ご質問等ございましたら、ご記入ください		

R6.8 基金HP

### 一緒に加入を検討される方、またはご家族・ご友人をご紹介ください

(ご本人様が基金に加入できない〔厚生年金加入・65歳以上など〕場合でも、ご紹介の特典があります)

- ✓ 加入される方をご紹介いただくと、加入者お一人につき、**最大10,000円分<sup>※2</sup>**のQUOカードを差し上げます
- ✓ ご加入された方にも、**最大5,000円分<sup>※1</sup>**のQUOカードを差し上げます

上記ご本人様欄も ご記入ください	ご本人さまとのご関係	配偶者 ・ ご子息 ・ ご息女 ・ 従業員 ・ その他 ( _____ )	
	お名前	フリガナ	男 ・ 女
	生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日	
	ご送付先	〒 _____ _____ 電話 ( _____ ) _____	<input type="checkbox"/> 上記と同じ
	ご職業	歯科医師 ・ 歯科衛生士 ・ 歯科技工士 ・ 歯科助手 ・ 事務その他	

おすすめプランをいくつかご提案させていただきます

プラン書は、あなた様からご紹介いただいた旨付記の上、ご紹介いただいた方宛にお送りいたします

※1・・・60歳未満で、2回目以降にも加入された場合。1回目のみ、または60歳以上で加入された場合は、2,000円分となります

※2・・・紹介により加入された方が、60歳未満で、2回目以降にも加入された場合、1回目のみ、または60歳以上で加入された場合は、2,000円分となります

ご紹介をいただける方の範囲など、詳しくは当基金のホームページをご覧ください

お電話でも  
ご請求いただけます



フリーダイヤル

## 0120-155-950



スマートフォンからも  
ご請求いただけます



このチラシに記載されている内容は、令和6年6月時点(税制については令和6年1月)のものであり、今後変更となることがあります  
資料請求された方の個人情報、加入のご案内、プラン書の作成、各種資料の発送のためのみに利用いたします